

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から同年7月まで

社会保険庁の記録のとおり、私たち夫婦は昭和45年2月ごろ、国民年金の加入手続を行っており、この加入手続のみを行い、その後の保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間の保険料については妻が納付しており、集金されるたびに家計簿につけていたが、平成17年か18年ごろに家計簿は処分してしまったので証拠は無い。

しかし、集金人が自宅へ来て保険料の納付時に国民年金手帳に印紙を貼り、印を押したりしていた記憶はあるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和45年2月ごろ、連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、これは申立人が婚姻後に国民年金加入手続を行ったとする記憶と一致している上、婚姻を契機に夫婦で話し合い国民年金に加入することとしたとする経緯からみても、手続を行っていないながら、その後の保険料を全く納付していないとされているのは不自然である。

さらに、申立人夫婦の申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付の際、集金人が国民年金手帳に印紙を貼り、スタンプを押していたとしており、この記憶は具体的である上、申立期間当時、申立人夫婦が居住していたA市の保険料納付方法とも一致している。

加えて、社会保険庁が保管している申立人夫婦の国民年金被保険者台帳によれば、申立人夫婦について昭和45年4月に「不在確認」との処理が行われたことがうかがわれるが、申立人は44年5月以降、転居すること無くA市に居住している上、申立人の妻に関しては出生から現在に至るまで同市の現住所に居住していたことから、申立期間当時、この処理が行われるべき事情は見当たらず、申立人夫婦の納付記録は必ずしも正確に管理されていたものとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年7月まで

社会保険庁の記録のとおり、私たち夫婦は昭和45年2月ごろ、国民年金の加入手続を行っており、この加入手続のみを行い、その後の保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間の保険料については私が納付しており、集金されるたびに家計簿につけていたが、平成17年か18年ごろに家計簿は処分してしまったので証拠は無い。

しかし、集金人が自宅へ来て保険料の納付時に国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り、印を押したりしていた記憶はある。

また、昭和42年11月から45年1月までの保険料については、夫から、まとめて納付したと聞いた覚えがあるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和45年2月ごろ、連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、これは申立人の夫が婚姻後に国民年金加入手続を行ったとする記憶と一致している上、婚姻を契機に夫婦で話し合い国民年金に加入することとしたとする経緯からみても、手続を行っていないながら、その後の保険料を全く納付していないとされているのは不自然である。

また、申立人夫婦の申立期間の保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付の際、集金人が国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り、スタンプを押していたとして

おり、この記憶は具体的である上、申立期間当時、申立人夫婦が居住していたA市の保険料納付方法とも一致している。

さらに、社会保険庁が保管している申立人夫婦の国民年金被保険者台帳によれば、申立人夫婦について昭和45年4月に「不在確認」との処理が行われたことがうかがわれるが、申立人の夫は44年5月以降、転居すること無くA市に居住している上、申立人に関しては出生から現在に至るまで同市の現住所に居住していたことから、申立期間当時、この処理が行われるべき事情は見当たらず、申立人夫婦の納付記録は必ずしも正確に管理されていたものとは言えない。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち昭和45年2月から同年7月までについては、その夫と共に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和42年11月から45年1月までについては、申立人は、申立人の夫から、期間をさかのぼってまとめて保険料を納付した話を聞いたことがあるとはしているが、納付方法、納付時期及び納付金額ともに具体的な記憶は無く、この期間の保険料が納付されていたことをうかがい知ることが困難であるほか、この期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年10月まで

昭和50年2月、A社退職後、国民年金加入手続の通知がB市役所から郵送されてきて、同市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間中の国民年金保険料は国民年金の窓口か役所内の金融機関であったかは定かではないが、同市役所の西庁舎で納付書により納付したことを記憶している。納付の周期は毎月ではなかった。申立期間の保険料は納付しているので、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月11日に払い出され、その資格取得日は同年9月29日とされていることから、申立人はこのころA市において国民年金加入手続を行ったものとみられる。申立人は、国民年金加入手続の通知が同市役所から郵送されてきたとしており、同市では、当時、20歳を超えた国民年金未加入者に対して加入勧奨の通知を行っていたとしていることから、申立人の主張と一致する上、申立人自ら国民年金加入手続を行い、申立期間後の52年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際における国民年金被保険者資格喪失手続も適切に行われていることが同市の記録で確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書によりA市役所の西庁舎で納付し、その納付頻度は毎月ではなかったとしており、同市では、当時、同市役所の西庁舎には、金融機関が設置され、当該金融機関で保険料を取り扱っており、申立期間の保険料の納付方法は期別納付（3か月ごと）であったとしていることから、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで

私は、35歳の誕生日の前日である昭和50年\*月\*日にA市B区役所に夫と一緒に出向き、自分が60歳になった時に300か月となるように国民年金に任意加入した。300か月となるように意識して保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間において未納は無い。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月21日に任意加入者として払い出され、その資格取得日が同年11月29日となっていることが確認でき、申立人が主張するとおり、保険料納付月数300か月を満たすには、資格取得日から60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付しなければならないこととなる。申立人は、申立期間前の57年10月から59年3月までの保険料を2回にわたって過年度納付し、同様に申立期間後の同年7月から61年3月までの保険料については7回にわたって過年度納付しており、申立人は未納期間が生じないよう努めていたことがうかがわれ、このことは保険料納付月数が300か月となるように意識して保険料を納付してきたとする申立人の主張とも符合することから、申立人が申立期間についても過年度納付したと考へても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年12月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から同年12月まで  
② 昭和61年4月から62年3月まで

私の国民年金の加入手続は昭和61年4月ごろにA市B区役所で父親が行い、申立期間の保険料については母親が同区内のC郵便局で納付してくれていた。このため、申立期間の保険料は納付していたはずであるので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和61年2月ごろに行われたものと推認され、同年4月ごろに加入手続を行ったとする申立人の説明とほぼ一致する。

また、申立人は、平成13年8月に婚姻するまでは、その母親が国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人が昭和60年2月に国民年金の資格を取得して以降、婚姻するまでの保険料は、申立期間を除きすべて納付されている。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われた時点で過年度保険料となる昭和60年2月及び同年3月の保険料が納付されていること、及び申立期間②以降の保険料については、その直後の3か月の保険料以外は婚姻まですべて現年度納付されていることなど、申立人の母親が納付に努めていた状況がうかがわれることから、申立期間①及び②の保険料についても、申立人の母親が納付していたものと考えるのが妥当である。

加えて、申立期間の前後の昭和60年4月から同年6月までの期間及び62年7月の国民年金保険料は、従来、未納と記録されていたが、A市の記録によ

り納付が確認できたことから、平成20年7月に納付と記録が訂正されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

A市B町で、町内会の組長に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入した。いつも夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間について妻が納付済みであるのに、私は未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で昭和45年2月に払い出されており、国民年金手帳は夫婦共に同年2月14日に発行されている。このことから、申立人は、同年2月に夫婦で国民年金の加入手続を行ったものと推認され、その時点では、申立期間のうち43年1月から44年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、夫婦の国民年金手帳及び社会保険庁の記録から、夫婦は共に、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和44年度以降60歳到達までの保険料をすべて現年度納付したことが確認でき、保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付済みである。その納付方法については、妻の被保険者台帳（マイクロフィルム）には特例納付の記載は無く、特殊台帳の扱いにもなっていないこと、及び妻には特例納付を行った記憶も無いことから、加入手続後に過年度納付したものと考えられる。

加えて、夫婦が所持する国民年金手帳及び領収書の記載から、夫婦の保険料納付日は昭和44年度から54年度まですべて同一であることが確認できる。このことから、夫婦と一緒に保険料を納付していた状況がうかがわれ、申立人の妻が申立期間の保険料を過年度納付したにもかかわらず、申立人がこれを行わなかったとは考え難い。

そのほか、申立人の妻は、従来、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていたが、A市の被保険者名簿により納付していたことが確認できたことから、平成20年8月に納付済みと記録が訂正されており、行政における夫婦の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がうかがわれる。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和42年4月から同年12月までの保険料は時効により納付することはできない。

しかし、同時に国民年金の加入手続を行った申立人の妻は当該期間の保険料を過年度納付したとみられ、社会保険庁の記録では、これが後日に還付された記録は見当たらないこと、及び申立人が居住するA市を管轄する社会保険事務所では、2年度前の年度当初の4月にさかのぼって過年度保険料を収納する実務が行われていたことを踏まえれば、時効により納付できないことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで

祖父と両親から私が20歳の時から国民年金保険料を納付してあると聞いていた。父親は4年前に死亡したが、母親は申立期間が未納なのはおかしいと言っている。母親は、私の父親は保護司を何十年も務めた堅い人であり、保険料納付の証明書も取ってあったと思うが、豪雨で自宅が浸水し、書類は処分したと言っている。

また、昭和50年1月に結婚してから同年9月までは私たち夫婦自身で納付していた。具体的に言うと、夫婦二人分の保険料をA市B区C支所の2階や金融機関へ車で納付しに行った記憶が少し残っている。

さらに、昭和50年9月ごろから2年間ぐらい私の実家に戻っていた期間があり、その間は父親が私と夫の保険料を納付してくれていた。

以上のことから、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その父親が国民年金加入手続を行い、保険料の納付も、申立期間の一部(昭和50年1月から同年9月まで)を除き、父親が行ってくれたとしており、父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に申立人の婚姻後の姓で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人の婚姻前の姓で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年10月ごろに行われ、その際に46年7月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和50年1月から同年9月までは、夫婦が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたとしており、その額は万円単位で、何回も納付したとしている。

しかし、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期から、夫の加入手続は昭和50年12月ごろに行われたものと推認され、当該期間当時には夫は未加入で保険料を納付することはできなかった上、その当時の保険料は月額1,100円であり、申立人が記憶する額と著しく相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和49年7月から51年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の夫については、国民年金加入手続後の昭和51年1月に、資格取得した49年1月から50年3月までの保険料が過年度納付されている。この過年度納付が行われた当時には、夫婦は申立人の両親と同居しており、申立人は、夫の保険料は申立人の父親が納付していたとしている。

さらに、申立人の弟についても、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点からさかのぼって保険料が過年度納付されており、申立人の弟は、当該保険料はその父親が納付していたとしている。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点は、夫婦が申立人の両親と同居していた時期であり、父親が申立人の夫及び弟の加入手続前の保険料を過年度納付したにもかかわらず、申立人の加入手続前（昭和49年7月から51年3月まで）の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年1月まで

私は夫と一緒に、昭和44年1月にA市役所の窓口に行き、夫婦二人の国民年金保険料の未納分をまとめて納付し、国民年金手帳の日付の訂正をもらった。その時の私の領収書は無くしてしまったが、きちんと夫婦二人で未納分を納付したので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の夫が所持する領収書により、夫は、申立期間のうち昭和40年4月から42年1月までの期間を含む昭和40年度から42年度までの国民年金保険料を、申立人が夫婦の未納保険料を一括納付したとする44年1月に納付したことが確認できる。

また、申立人は昭和36年10月に国民年金の資格を取得している。社会保険庁の記録及びA市が保管する申立人の被保険者名簿では共に、38年5月に資格喪失し、その後に資格を再取得したのは、社会保険庁の記録では44年1月、A市の被保険者名簿では同年6月と記録されており、いずれの記録でも申立期間は無資格期間となっている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年1月発行）の記載では、当初は、42年2月資格喪失、44年1月再取得と記載され、これが後日に37年8月に資格喪失、38年10月再取得、42年2月資格喪失と訂正されており、申立期間は国民年金加入期間となっている。申立人の夫の国民年金手帳（44年1月発行）でも、同様に、当初、43年4月資格取得であったものが、38年10月に訂正されている。この夫の資格記録の訂正は、上記の昭

和 40 年度から 42 年度の保険料を納付した際に行われたものと考えられ、夫婦の未納保険料を一括納付した際に国民年金手帳の日付を訂正したとする申立人の主張と一致する。

さらに、夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録から、昭和 44 年度から 46 年度までの保険料納付日は夫婦同一であることが確認でき、夫婦と一緒に保険料を納付していた状況がうかがえること、及び老齢年金の受給資格要件の観点からは、申立人の夫のみが昭和 44 年 1 月の時点で、過去の未納保険料を一括納付しなければならない理由は無いことから、申立人は、夫が一括納付した期間のうち申立人の国民年金手帳では国民年金加入期間とされている 40 年 4 月から 42 年 1 月までの保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、上記のとおり、申立人の国民年金の資格得喪の記録が、社会保険庁の記録、A 市の被保険者名簿及び国民年金手帳の記載で異なっており不自然である上、申立人の国民年金手帳では昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの欄に検認印が押され、印紙検認台紙も切り取られているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、当該期間は未納とされており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がうかがわれる。

一方、申立人が納付したと推認される期間のうち昭和 40 年 4 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料については、申立人が納付したとする 44 年 1 月の時点では時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括納付することができる特例納付の実施期間でもない。

しかし、申立人の夫は昭和 44 年 1 月に当該期間を含む期間の国民年金保険料を納付しており、社会保険庁の記録では、これが後日に還付された記録は見当たらないことを踏まえれば、時効により納付できないことを理由として、申立人の当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 申立期間のうち昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、一緒に納付したとする申立人の夫も未納であるほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1571

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和62年5月31日まで勤務したが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年5月について記録が無いことが分かった。同社に勤務した全期間分の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA社の事務担当者の証言により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び昭和62年4月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年2月1日まで

申立期間について、私は、関連会社であるB社に一時配置転換されたものの、継続してA社に勤務しており、B社で就労していた間も含め、A社から給与の支払を受けていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の設立日（昭和40年9月1日）から継続して同社の役員であったこと、及び事業主の証言から、申立人は同社及び同社関連会社に継続して勤務（47年12月31日にB社からA社へ異動。）していたことが認められる。

また、申立人が役員に就任していた期間については、申立期間を除き、厚生年金保険被保険者資格及び雇用保険被保険者資格が確認できることから、申立人のA社における勤務は、就労の実態を伴うものであったことがうかがえるところ、同社の回答により、申立人は、申立期間において工場長として専ら現業に従事し、社会保険事務には関与していなかった者であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る被保険者期間の欠落が同社の手続誤りにより生

じたものであると認めている上、申立人に係る雇用保険の資格取得日も厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和48年2月1日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が記録を誤ったとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年12月及び48年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年10月1日、資格喪失日が18年4月1日とされ、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

平成20年9月22日に、A社における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日は18年3月31日ではなく、同年4月1日である旨の訂正届を社会保険事務所に提出したが、2年以上遡及<sup>そきゅう</sup>するため、時効により年金額に反映されない旨の説明を受けた。申立期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成18年3月31日から同年4月1日までの期間については、20年9月22日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

これに対し、申立人は、申立期間について年金記録の確認を求めているところ、A社から提出されたタイムカード、給与支給明細書及び同社からの回答により、申立人は、同社に継続して勤務し、平成18年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び平成18年2月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って平成18年3月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1574

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年8月31日まで

社会保険事務所の記録では、A社B支店に勤務した期間が昭和17年6月1日から20年5月15日までしか無いが、戦争激化のため同年1月に、同社に籍をおいたままC社に出向し、同年8月15日に終戦の詔勅を聞いた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年4月1日にA社B支店に入社し、同日から20年8月末日ごろまで同支店及び出向先のC社において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人のA社B支店への入社、戦禍を免れるため、C社に疎開した経緯及びA社の退職に至った事実経過の説明は、具体性があり、C社ではA社の部品を生産していたとする文献の内容、申立人が主張する場所にC社の後継会社が存在していたこと、同社はA社の部品工場として稼働していたとする付近の住民の証言などから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっているが、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する

被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。

また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票によると、申立人が昭和17年2月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。

さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳は、その存在を確認することはできない。このように年金番号及び被保険者資格の取得日が確認できるが、資格喪失日が確認できない場合には、社会保険事務局長は、一般的に、職権で被保険者期間の認定を行っており、A社の場合、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたD大空襲(20年5月14日)の翌日の同年5月15日を資格喪失日に設定したものと推認でき、オンライン記録上の資格喪失日は、事実上と認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実上と認められた資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の大規模な焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月31日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に言えない。

## 愛知厚生年金 事案1575

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで  
私は、申立期間中、A社から総額約60万円の給与の支給を受けていた。  
しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円とされているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する59万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年5月1日以降の同年6月8日に、申立期間の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して9万2,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成9年2月21日から10年6月30日まで、同社の取締役であったことが確認できるが、同社において経理事務を担当していた従業員に照会したところ、「申立人は営業担当の取締役であり、経理に携わることはなく、社会保険関係の手続にも関与していなかった。」としていることから、申立人は、社会保険事務に係る権限を有しておらず、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所にA社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 52 年 8 月 31 日に資格を喪失したとの回答であった。同社を退職したのは、同年 8 月 31 日のため、資格喪失日は同年 9 月 1 日となるはずである。証拠書類として退職金明細書を提出するので、再調査をし、1 か月間空白になっている期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職金明細書、同社の回答及び転職先のB社が保管していた在籍証明書から判断し、申立人が、A社に昭和 52 年 8 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 7 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと推測されるとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 1577

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 7 月 20 日まで

昭和 34 年 7 月の脱退手当金は受け取ったが、39 年 9 月の脱退手当金は受け取っていない。支払ったと言うなら、どこへどのような形で支払われたのか明確にしてほしい。同僚は、だれも受け取っていないと言っている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は、戸籍上の氏名と異なっているが、申立人は「戸籍と異なる氏名を使用したことは無い。」と回答している上、当該被保険者原票は氏名の訂正処理が行われておらず、申立期間の脱退手当金は戸籍上の記載と異なる氏名で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 14 か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 16 人中 4 人と少なく、当該事業所の事務担当者である元事業主は、「はっきりとした記憶は無いが、代理請求はしていないと思う。」と回答しており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 2 月 11 日から 40 年 8 月 20 日まで  
③ 昭和 40 年 12 月 13 日から同年 12 月 28 日まで  
④ 昭和 41 年 9 月 20 日から 42 年 6 月 6 日まで  
⑤ 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は昭和 42 年に A 社を退職後、社会保険の無い事業所に勤務した。その後、46 年 5 月に再婚のため、B 県に転居したので、脱退手当金を受け取ったとされる同年 9 月は、C 県に戻ることは無かった。脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 3 か月であるとともに、申立期間の脱退手当金は、最終事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 4 年後の昭和 46 年 9 月 29 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、最終事業所を退職した翌日の昭和 42 年 10 月 1 日には、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期にも継続して国民年金保険料を納付していることから、厚生年金保険と国民年金両方の年金を受給できると考えていたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの期間及び56年8月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から55年3月まで  
② 昭和56年8月から57年3月まで

私は、亡くなった父親（社会保険労務士）から、年金の大切さや重要性についてよく聞かされており、20歳になる時には、父親が「今年から年金を払わないといけないなあ。」と言っていた記憶がある。

20歳のころ、私は学生であったため、国民年金保険料は父親が納付してくれており、私が大学卒業後、社会保険を完備しない事業所に就職した時も、私の代わりに年金手続等を行ってくれていた、年金手続をよく知る父親が、娘である私の申立期間の年金手続、保険料の納付を忘れるようなことはあり得ない。

申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、同手続及び保険料納付状況の詳細について確認することはできない。

また、申立期間①及び②の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無い。

2 申立期間①について、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年11月に払い出されていることから、このころ申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続は行われたものとみられ、申立人が20歳に到達した54年\*月までさかのぼって強制加入により国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間①当時は学生であったことから、国民年金への加入は任意であり、任意加入対象期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできないため、昭和56年11月ごろの申請時においては、本来、申立人はA団体退職後の同年8月に初めて国民年金被保険者資格を取得したとされるべきところ、誤って54年5月に資格取得したとする処理が行われたことがうかがわれる。

また、申立期間①当時、保険料が納付されていたとするには、申立人は昭和54年5月に国民年金に任意加入し、この時期に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが必要であるが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、昭和56年11月には、申立人と連番で申立人の兄の国民年金手帳記号番号も払い出されていることから、申立人及び申立人の兄の国民年金被保険者資格取得手続は同時に行われたものと推定できるが、申立人の兄も申立人と同様に学生であったとみられる期間(昭和53年2月から55年3月まで)が誤って強制加入かつ未納期間とされていることがうかがわれる。

加えて、申立人の父親は社会保険労務士として年金制度に通じていたとみられ、昭和56年11月に申立人及び申立人の兄の国民年金被保険者資格取得手続を行った場合、当時、学生の国民年金への加入は任意であり、保険料の納付を要しなかったことについては十分承知していたものとみられることから、申立期間①のうち時効前であった54年10月から55年3月までの過年度保険料について、さかのぼって納付することも無かったと考えても不自然ではない。

- 3 申立期間②について、申立人は、上記のとおり、昭和56年11月に申立人の兄と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、同時に国民年金被保険者資格取得手続が行われたものとみられるが、保険料の納付の開始も申立人及び申立人の兄共に57年4月とされており、昭和56年度中のそれぞれの被保険者期間の保険料は未納とされている。

また、申立人は、本申立てについて申立人の兄及び母親からは聴取しないでほしいとしていることから、昭和56年11月の国民年金被保険者資格取得手続の経緯及びその後の保険料納付状況について、申立人の兄及び母親から確認することはできず、同時に手続が行われたとみられる申立人及び申立人の兄の昭和56年度中の被保険者期間の保険料のうち、特に申立人の申立期間②の保険料についてのみ、申立人の父親が納付したとする事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月

私は、昭和58年1月から会社で働き始めたが、すぐには厚生年金保険に入れてもらえず、国民年金に継続して加入していた。

しかし、同年3月から厚生年金保険に入れてくれたので、同年3月分が国民年金と厚生年金保険の二重払いになってしまった。

社会保険事務所では、昭和58年3月は厚生年金保険被保険者期間となり、国民年金保険料は既に還付したと言われたが、私は還付手続をした記憶も、還付を受けた記憶も無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の主張どおり、申立人の昭和58年3月の国民年金及び厚生年金保険の保険料は重複して納付されたことが確認できる。

しかしながら、申立人の被保険者台帳の備考欄には、申立期間の保険料について、還付決定日（昭和58年5月11日）、還付決定期間（同年3月）及び還付決定金額（5,220円）と記載されており、同金額も申立期間の保険料と一致しているなど、その記載内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、還付手続をした記憶は無いとしているが、資格喪失による過誤納保険料の還付については、市町村役場では資格喪失届を受け付ける際、併せて還付請求書を受け付けており、過誤納調査決定時には、既に還付請求書が受付済みとされているため、申立人は資格喪失届と併せて還付請求の手続も行ったものと考えられる。

さらに、ほかに申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から51年12月まで

私は、昭和42年12月に結婚したが、結婚して1、2年の間に、母から「年を取った時にお金に困らぬようお守りだと思って国民年金を掛けなさい。」と言われたので、A市B区役所で国民年金加入手続をした。

最初のころは中年男性が保険料の集金に来ており、毎月、現金で払っていた。その後、時期は不明だが、C銀行へ毎月保険料を納めに行くようになった。

申立期間の保険料を納付したことが分かる資料は無いが、納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が2回払い出されており、1回目は、昭和40年6月にD村で、2回目は、A市B区において51年11月に払い出され、2回目に払い出された記号番号により、申立人は52年1月27日に国民年金に任意加入したとされている。

また、申立人は、昭和40年11月に国民年金被保険者資格を喪失後、同年同月から42年10月まで厚生年金保険被保険者となっているものの、同年10月の会社退職後（厚生年金保険被保険者資格喪失後）、国民年金への切替手続を行った記憶は無いとしている。

これらのことから、申立人は、昭和40年6月に払い出された当初の国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格を同年11月の厚生年金保険被保険者資格取得時に喪失したが、42年10月に厚生年金保険被保険者資格を喪失する際、当初の国民年金手帳記号番号による国民年金への切替手続を行っていなかったことから、申立期間当時も引き続き、国民年金には未加入として扱われ、52

年1月に、別の国民年金手帳記号番号により国民年金被保険者資格を取得するに至ったものと考えられる。

さらに、昭和42年12月に申立人と婚姻した申立人の夫は申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、52年1月の国民年金被保険者資格取得手続において、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を納付することはできなかつたとみられる。

加えて、上記昭和40年6月及び50年11月にそれぞれ払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の国民年金加入手続を行った時期に係る記憶も、結婚してから1、2年ぐらいとするなど曖昧である上、申立期間の国民年金保険料額についての記憶も無く、申立期間における保険料の納付方法に関する記憶も、当時、申立人が居住していたA市の納付方法とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月、同年7月から63年6月までの期間及び同年12月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月  
② 昭和60年7月から63年6月まで  
③ 昭和63年12月から平成元年3月まで

A市から国民年金の加入勧奨通知が来たので、昭和60年5月ごろに私の母親が同市のB出張所で私の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、私の母親が町内の集金人に毎月1万円ぐらいを納付し、集金人は現金を受け取ると持参した何かに印鑑を押していたとのことである。私は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料も無いが、申立期間の保険料は母親が納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和60年5月ごろにA市で申立人の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年12月に資格取得日を昭和60年5月24日として、当時、申立人が居住していたC区において払い出されており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容（平成4年12月に同区で払い出された旨記載。）とも符合し、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立期間当時は、国民年金には未加入となり、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の保険料を月 1 万円ぐらい納付していたとしているが、申立期間当時における保険料月額<sup>かいり</sup>は 6,740 円から 7,700 円であり、申立人の母親が納付したとする保険料月額とは乖離している。

さらに、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年に婚姻後しばらくして、夫に国民年金保険料の未納通知が来ていたので、納付するためにA市役所へ出向き、併せて国民健康保険への加入手続及び私の国民年金への加入手続を行った。その時、夫の未納保険料と私の保険料3年分を直接同市役所の窓口で納付し、領収書を受け取った。今はその領収書も紛失したが、1か月100円だったと記憶している。1年分ずつの領収書が3枚ぐらいあったと思う。証明するものは何も無いが、申立期間について、夫が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金加入手続の時期に係る申立人の記憶は明確ではなく、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月6日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この時期を基準にすると、申立期間は特例納付による以外は時効により国民年金保険料を納付することはできず、この時期は特例納付実施期間でもない。

また、申立人は、A市役所の窓口で申立期間について、自身の保険料と併せて未納となっていた申立人の夫の保険料を過年度納付したとしているが、同市では、市役所の窓口では過年度保険料は取り扱っていない上、同市が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間である昭和36年度から38年度までは「完納（B市で）」と記載されており、A市へ転入する前のB市で納付されていることが確認でき、申立人の主張とは相違する。

さらに、夫婦の昭和39年度及び40年度の保険料は昭和42年1月にまとめ

て過年度納付されており、当該期間と申立期間とを混同しているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年3月まで  
会社を退職後に自営業を営み、すぐに自宅に来た集金人に国民年金の加入を勧められ、加入手続を行って保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に自営業を始めてすぐに集金人に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、それより1年以上後の43年7月に払い出されており、申立人は申立期間当時から45年10月まで転居していないなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は43年7月ごろに行われ、その際に20歳になった39年2月にさかのぼって資格取得（後日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、資格取得日を42年5月15日に訂正。）したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間を含む昭和41年4月から43年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過年度保険料を扱わない集金人に納付したとするのみであるほか、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとするなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、集金人が赤い台帳のようなものに領収印を押していたとするのみで、その当時に申立人が居住していたA市の集金人の集金方法である国民年金手帳の印紙検認に

についての明確な記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1667

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年10月まで  
会社を退職後の平成7年6月から同年7月ごろ、入院のため、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った。同時に国民年金の加入手続も行ったはずである。保険料を未納にした期間があるとは思えないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録、A市の記録及び申立人が所持する年金手帳の記載では共に、申立人は昭和63年12月に国民年金の資格を喪失（厚生年金保険被保険者資格取得による。）した後、平成9年10月に同市で資格を再取得するまでの間に国民年金に加入した記録は無いほか、申立期間当時に、同市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に、A市で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったとしているが、同市の国民健康保険の記録では、申立人は平成9年10月に加入しており、それ以前に加入していた記録は確認できない。

以上のことから、申立人は、申立期間当時には国民年金に加入しておらず、かつ、申立期間は無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金保険料を納付したはずであるとするのみで、保険料額、納付場所など、保険料納付方法に関する具体的な記憶が無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年5月まで

勤務先で健康保険と厚生年金保険に加入できなかったため、昭和47年7月に子供が生まれた時に、A市で国民健康保険と国民年金に加入した。夫婦二人分の国民年金保険料を、私か妻がB銀行で納付していたことを覚えている。妻は同年8月から加入し、申立期間について保険料納付済みとされているのに、私は加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、うち1回目は昭和39年2月にC市で申立人の元妻と連番で払い出されている。申立人が所持する当該記号番号の国民年金手帳では、41年5月1日に資格喪失したことが記載されており、以降、資格を再取得した記載は無い。

また、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月にA市で払い出されており、申立人が所持する当該記号番号の年金手帳では、初めて被保険者となった日は、55年9月14日と記載されているほか、これら二つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月にA市で払い出されており、47年7月に夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行ったとする申立人の説明と相違するほか、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の妻の氏名が記載されている周辺には申立人の氏名の記載は無く、53年当時に、夫婦が同時に加入手続を行った状況もみられない。

加えて、申立人は、昭和47年7月にA市で国民健康保険と国民年金の加入

手続を行ったはずであるとしている。

しかし、夫婦の戸籍の附票では、妻は昭和 47 年 8 月に A 市に住民登録しているが、申立人の住民登録は 48 年 5 月であり、47 年 7 月の時点では、同市で加入手続を行うことはできなかったと考えられる。

以上のことから、申立人の A 市での国民年金加入手続は昭和 55 年 9 月ごろ行われたものと推認され、1 回目の国民年金手帳記号番号で 41 年 5 月に資格喪失して以降、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は無資格期間であり、無資格者に対して納付書が送付されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

その上、申立人は、妻の国民年金資格取得日が昭和 47 年 8 月で、申立期間の保険料が納付済みと記録されており、申立人の記録と異なっているのはおかしいとしているが、上記のとおり、妻は 53 年 2 月ごろに加入手続を行い、その際に A 市に住民登録した 47 年 8 月までさかのぼって資格取得している。このため、妻は申立期間の保険料を納付することが可能であったものであり、申立人の記録と異なることは不自然ではない。

そのほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、明確な記憶は無く、妻が納付したこともあるとしているが、妻が死亡しているため、その状況を確認することはできないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から57年12月までの期間及び58年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から57年12月まで  
② 昭和58年4月から同年9月まで

昭和54年4月以降、国民年金保険料を納付し始めてからは、3か月分から2年分を未納期間が無いように気を付けて、さかのぼってまとめて納付した。申立期間当時は、約1年間所得が無く、全額申請免除にしたことはあるが、そのほかの期間はお金に困っていなかったため、未納にする必要が無く、必ず納付していたはずであるため、納付していたことを認めてほしい。

また、昭和58年6月及び同年7月の厚生年金保険被保険者期間についても、そのまま継続して国民年金保険料を納付していたため、この期間の国民年金保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は計43か月と長期に及ぶ上、国民年金保険料の納付方法について、申立人は、納付書によりまとめて納付したと思うとするのみであるほか、保険料の納付額や納付場所についての記憶もあいまいである。

また、申立人は、申立期間当時には、A市B区、同市C区、D市、A市C区と転居したとしている。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間当時の申立人の住所は、A市B区、E町、A市C区の順に記載されており、A市B区から同市C区に転出した記載は無いほか、E町の被保険者名簿では、D市から同町に転入した旨の記載があるが、被保険者台帳では、D市に居住していた記載は無い。このことから、申立人はA市B区から転出し、同市C区及びD市に居住した際に国民年金の住所変更手続を行わず、居所が確

認できたのはE町に転入してからであったと推認される。この点については、被保険者台帳には、昭和57年12月にA市B区を管轄する社会保険事務所からE町を管轄する社会保険事務所に被保険者台帳が移管されたことが記載されていることから、同月までに居所が確認できたものと考えられ、申立人がA市B区を転出後、E町で居所が確認できるまでの間は、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、A市C区あるいはD市で、国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、申立人が保険料の免除を受けた昭和58年1月から同年3月までの当時には、E町に居住し同町で免除を受けていたことが、社会保険庁の被保険者台帳及び同町の被保険者名簿により確認でき、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

加えて、申立人は、厚生年金保険被保険者期間であった昭和58年6月及び同年7月も国民年金保険料を納付していたとしているが、被保険者台帳には、資格喪失日が同年6月10日（平成20年2月に昭和58年6月7日に訂正。）、資格取得日が同年8月21日で、この間は無資格期間で保険料は納付されていないことが、その当時に記載されている。

その上、E町の被保険者名簿では、申立人が昭和58年6月にA市C区に転出したことが記載されており、同区の被保険者名簿では同年8月の資格取得から記載されている。このことから、同年6月及び同年7月（厚生年金保険被保険者期間）に国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年12月まで

役所から通知が来たので、亡母と一緒にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は昭和51年3月に会社の役員になってからは自分で納付したが、それまでは亡母が納付していた。亡母が、どのように納付していたかは分からない。私は、銀行の自分の口座から納付していたと思うが記憶がはっきりしない。当時の通帳や確定申告書など関連資料は何も無いが、保険料を納付しなければならないという義務感を強く持ち納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年に20歳になったころに国民年金の加入手続を行ったと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は57年2月にA市B区で払い出されている。社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人の当時の姓で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は申立期間当時から同年5月まで転居したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年2月ごろに行われ、その際に申立人が20歳に到達した48年10月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和57年2月に申立期間の直後の55年1月から56年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことが記録されている。このことから、申立人の加入手続が57年2月に行われ、その時点で時効とならず過年度納付が可能で

あった期間の保険料を納付したと考えるのが自然であるほか、加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が昭和 51 年 3 月に会社役員になるまでは、その母親が国民年金保険料を納付していたとしており、母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付するようになったとする時期以降の納付方法について、申立人は、口座振替か自分で納付したか、金融機関の職員に依頼したかよく覚えていないとするなど、記憶が不明確である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの期間及び52年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで  
② 昭和52年10月から54年3月まで

昭和55年6月ごろに、国民年金保険料の未納分の通知を受け取った。当時、存命だった祖母から「年金は将来大事だから大切に下さい。」と言われ、通知を受けた直後だったか、数日たってからなのか記憶に無いが、妻がA市B区役所の窓口において一括納付した。一括納付はこの時1回のみで、金額は定かでないが、6万円ぐらいで10万円を超えていなかったと思う。申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時効により過年度納付できない期間を含めて国民年金保険料を納付したとしていることから、その方法は特例納付によるほか無い。申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和55年6月は第3回特例納付の実施期間の最終月であり、申立人は、過去の保険料を一括納付したのはこの1回のみであったとしている。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、当時未納としていた昭和54年度の保険料（保険料額約4万円）を55年12月に過年度納付したことが記載されており、一括納付は1回のみであったとする申立人の記憶と相違する。

また、仮に昭和54年度の国民年金保険料も申立期間の保険料と同時に一括して納付したとしても、その額は10万円以上（特例納付保険料と過年度保険料の計）となり、申立人が記憶する額と相違する。

さらに、第3回特例納付実施時にC県が県内市町村長に発出した通知では、

特例納付の個別勸奨の対象者は、特例納付しないと老齢年金等の受給資格を満たし得ない者とされており、その当時に 20 歳代であった申立人は、個別勸奨の対象者には該当しなかったほか、当該通知では、個別勸奨は昭和 53 年度及び 54 年度に行うこととされており、第 3 回特例納付の最終月である昭和 55 年 6 月に特例納付を促す通知が届いたとするのは不自然である。

加えて、申立人の被保険者台帳の昭和 54 年度の欄には、納付書及びはがきを送付したとの記載がある。これは未納としていた同年度の国民年金保険料の過年度納付を勸奨したものであり、上記のとおり、当該年度の保険料が昭和 55 年 12 月に過年度納付されたことも確認できることから、申立人が記憶する未納保険料の納付勸奨通知及びこれによる保険料の納付は、この際のものであったとも考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月 1 日付けで A 大学に見習看護婦として採用されたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私には、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 大学の在籍証明書により、申立期間に看護婦見習として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が同期採用であると供述した同僚 4 人のうち確認ができた 2 人には、A 大学における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和 52 年に A 大学の厚生年金保険の被保険者資格を取得した 2 人は、既に死亡しているため、当時の状況を聴取することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している A 大学の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 51 年 1 月 1 日から申立期間を含む 54 年 1 月 1 日までの間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号\*番から\*番までに欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、上記整理番号\*番から\*番までの被保険者 6 人の年齢を調査したところ、58 歳と 63 歳が各々 3 人となっており、年齢的に申立人のような若年の看護婦見習が厚生年金保険の被保険者となっていた状況はうかがえないところ、昭和 54 年及び 55 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者 27 人の年齢は、21 歳から 25 歳までの女性 24 人、58 歳 2 人、63 歳 1 人であることが確認できることから、A 大学では、54 年から看護婦見習に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月ごろから 53 年 5 月ごろまで

私は、昭和 45 年 7 月ごろから 53 年 5 月ごろまで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、この間、厚生年金保険の被保険者ではなく、国民年金の被保険者となっている。

しかし、私は、A 社で社員としてガスボンベの配送、点検等の業務を行っていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社の配送等の業務に従事したことは、同社の元社員の証言により推認することができる。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 45 年 4 月 26 日から申立期間を含む 53 年 7 月 1 日までの間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号（\*番から\*番まで）にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、B 社(A 社の継承会社)は、「申立人が、A 社に社員として在籍したことを確認できない。」と回答している上、当時の同社は営業職及び事務職のみを社員として雇用し、ガスボンベの配送等の業務はすべて社外業者（個人事業主を含む。）に委託していたとしており、当時の複数の元社員も申立人は配送等の業務に従事していたと証言していることから、申立人は同社の社員ではなく、社外業者として同社の業務に従事していたと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同番号は昭和 45 年 9 月 2 日に払い出されており、申立人は同年 6 月 1 日を資格取得日として強制加入し、以後申立期間中、国民年金保険料を

完納していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1581

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月ごろから29年5月ごろまで

私は、高校卒業後、大学へ進む学資を得るため、申立期間に正社員としてA社B支店に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA社B支店の上司・同僚及び周辺の地理を記憶していることから、同支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和28年8月31日現在におけるA社B支店の従業員名簿(以下「従業員名簿」という。)には、申立人の氏名が無い。

また、従業員名簿に登載されている従業員とA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に登載されている被保険者を突合すると、従業員名簿に登載されている全従業員136人のうち、134人は被保険者名簿にも登載されているとともに、残りの2人については改姓と改名していることが各々確認できることから、正規の従業員は厚生年金保険の被保険者資格を取得していたものと認められる。

さらに、被保険者名簿には、昭和26年10月3日から申立期間を含む30年3月10日までの間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号(\*番から\*番まで)に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、A社B支店は昭和33年11月1日に全喪しており、同社を引き継いだ継承会社には、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年8月1日まで

私は、高校卒業後、A社に勤務していた兄を頼って同社に入社したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が記憶している同僚B氏の証言により、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、同社は、大正4年から昭和13年生まれの従業員39人(申立人を含む。)について、28年8月1日に被保険者資格を一斉に取得させており、当該資格取得者には年齢的にも大きなバラつきが見られ、被保険者資格が無かった従業員を一度に資格取得させた状況がうかがわれることから、申立期間当時、同社では、採用と同時に被保険者資格を取得させるような取扱いはしていなかったものと考えられる。

また、同僚のB氏は、「A社では、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日よりも以前から勤務している。」と証言している上、申立人よりも先に入社していたとされる兄は、申立人が入社したとする日より後の昭和27年8月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿には、昭和24年8月16日(健康保険整理番号\*番)から28年8月1日(同番号\*番)までの間に申立人の名前は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の兄及び申立人が氏名を記憶している同僚のC氏は既に死亡しているため、証言を得ることができない上、A社は昭和33年11月20日に

全喪しており、人事記録や賃金台帳等を確認することもできない。

このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月10日から同年4月1日まで  
② 昭和42年4月1日から同年5月10日まで  
③ 昭和42年5月10日から同年10月1日まで

申立期間①から③までの間、当時の専務との約束で月給を手取り5万円もらって継続勤務していたのに、社会保険庁の記録によれば、申立期間①は標準報酬月額3万6,000円、申立期間②は被保険者資格無し、申立期間③は標準報酬月額3万9,000円となっているので、すべての申立期間について、標準報酬月額5万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び証言は得られず、申立人も、「現金5万円のみを専務から手渡されており、給与明細書はもらっていなかったため、保険料額については不明である。」としている。

また、申立人の報酬額についても確認できる関連資料及び証言が得られないことから、申立人の報酬額に見合う標準報酬月額は不明である。

さらに、申立期間における事業主、専務及び他の従業員の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さはみられない。

2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、当該期間と近接した期間において被保険者期間が継続しているのは、事業主、専務ほか1人の

みであり、申立人を含む他の従業員 10 人は、昭和 42 年 4 月又は 5 月に資格喪失し、うち 7 人は、その後、数か月間に資格を再取得していることから、当時、A 社では、多数の従業員について、一定の期間、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたものと考えられる。

また、A 社は昭和 42 年 10 月 1 日に全喪している上、事業主は、「当時は結核で入院しており、経営はすべて亡くなった専務が取り仕切っていたため、状況を把握していない。」としており、事業主の妻も、「専務に言われたとおり事務を行っていただけなので、詳しいことはよく分からない。」としているため、申立人の記録欠落に係る事実関係を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②における A 社での勤務実態を確認できる関連資料及び証言は得られない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無く、申立人も、「現金 5 万円のみを専務から手渡されており、給与明細書はもらっていなかったため、保険料の控除については不明である。」としている。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1584

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、平成 2 年 10 月から 3 年 7 月までの標準報酬月額が 38 万円となっているが、当時の給与明細書では 41 万円の等級に相当する厚生年金保険料が源泉徴収されているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 11 月から 3 年 6 月まで、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「当時、事務処理を誤って申立人に係る厚生年金保険料を過剰に控除したが、平成 3 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月の厚生年金保険料控除額において差額調整を行った。」としており、申立人から提出された平成 3 年 8 月分の給与明細書からも、当該事業所が差額調整を行ったとする厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間当時に当該事業所に勤務していた同僚二人の給与明細書からも、当該事業所が証言するとおり、平成 3 年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料控除額において差額調整していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月から 42 年 8 月 1 日まで

昭和 40 年 11 月ごろにA社入社し、42 年 7 月末日まで働いた。勤務時間は1日8時間ぐらいで、休みは日曜日だけであった。社会保険、労働保険の保険料を天引きされていたかどうかの覚えは無いが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の、40 年 11 月から 42 年 3 月 31 日までの期間については、当該期間に同社に勤務していた同僚に聴取しても、申立人が同社において厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

また、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所になった後の期間(昭和 42 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで)については、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、雇用保険についても、A社における申立人の被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から5年3月15日まで

申立期間もA社に継続して勤務していたのは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚の証言並びに雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、平成3年10月31日に資格を喪失し、健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

また、A社は、「申立期間については、申立人の給与から保険料は控除しておらず、社会保険事務所に納付もしていない。また、人事記録の社員コードから判断して、申立人は、当時、正社員ではなく高齢契約社員であったと思われ、申立人が満60歳に到達した月末に、被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月20日から同年10月1日まで  
昭和29年9月にA社のB支店からC支店に転勤となり、申立期間はC支店で勤務していた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「昭和29年9月の支給給与から、いったん厚生年金保険料を控除したものの、同年9月27日には、控除した金額を申立人に返金しており、社会保険事務所には納付していない。」と回答している上、申立人が署名捺印した領収書が保管されている。

なお、A社は、「申立人に係る昭和29年9月1日付けのB支店からC支店への転勤辞令は残っているものの、B支店で支給された同年9月給与分の厚生年金保険料をC支店で申立人に返金し、領収書を徴した当時の経緯については不明である。」と回答している。

また、A社C支店は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認できない。」旨回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店及び同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月20日から同年8月1日まで  
私はA社に1年以上勤務していたが、社会保険事務所の記録では3か月しか無い。給与明細書は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、申立人が申立期間に勤務していたことを証言しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和53年9月1日に全喪し、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和31年8月1日に被保険者資格を取得した記録はあるものの、それ以前の申立期間（資格取得者21人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立期間と同時期に厚生年金保険被保険者記録がある同僚3人は、申立人が同社に勤務していたことは証言するものの、勤務期間に関する記憶が定かではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 2 日から同年 10 月 10 日まで

A社の部長だったか、専務だったかから、うちへ来てほしいと言われたので同社に勤務した。仕事の内容は、コンピュータの保守・点検の仕事をするサービスマンだった。このA社で勤務した期間が厚生年金保険の加入記録として無いことはあり得ないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社を承継したB社は、当時の人事記録等が無いとの回答で、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間について、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、A社の厚生年金保険被保険者記録は認められるものの、既に死亡しており、周辺事情を調査できない。

加えて、A社において、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録のある者4人は、いずれも申立人に係る記憶が無い上、このうち2人の同僚は、「当時、A社では、入社後、数か月間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、同僚の入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっていることが確認できることから、当時、同社では、入社後、直ちにすべての社員について厚生年金保険の資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 21 日から 49 年 9 月 2 日まで  
私は、運送会社を営むA氏のもとで、昭和 46 年 11 月から 52 年 7 月まで運送の仕事をしていた。

A氏の運送会社は個人経営であったが、B社の仕事を請け負っていたため、B社の社員扱いで、同社の社会保険に加入できるということだった。

実際、A氏のもとで仕事をしていた期間のうち、申立期間の前後の期間については、B社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立期間が中抜けになっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A氏は、申立期間を含む昭和 43 年 2 月 1 日から 58 年 1 月 15 日までB社における厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同氏は申立人が申立期間も継続して自分のもとでB社の請負の仕事を行っていたと証言していることから、申立人が申立期間も継続してA氏のもとでB社に係る業務に従事していたことについては推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の記録によると、昭和 46 年 7 月 21 日資格取得及び同年 11 月 20 日離職並びに 49 年 9 月 2 日資格取得及び 52 年 7 月 15 日離職の記録が確認できるところ、この 2 回の得喪記録は厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致している。

また、B社は昭和 47 年 7 月 1 日に厚生年金基金に加入していることから、仮に申立人が申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であったとすれば、同日付けで厚生年金基金に加入していると思われるが、申立人の厚生年金基金の加入日は同社における 2 回目の資格取得日である 49 年 9 月 2 日となっている。

さらに、B社は、申立期間当時、配送業務については個人事業主に委託していたが、請負先の関連資料は無く、申立人が同社の厚生年金保険被保険者となっている経緯や資格得喪については不明であるとしている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1591

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、平成 7 年 4 月から 9 年 3 月までに係る標準報酬月額が 9 万 2, 000 円となっているが、当時の給与は 80 万円から 85 万円であり、報酬に見合う等級の保険料が源泉徴収されていた。私は、A 社の代表取締役及び社会保険事務執行者として、社会保険事務所の指導を受け、厚生年金保険料の滞納を無くすため、自らの 7 年 4 月から 9 年 3 月までの標準報酬月額をさかのぼって減額することに同意したが、会社の滞納保険料を個人の標準報酬月額を減額して相殺するという処理はおかしいと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は平成 9 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪していることが確認できるとともに、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額については、全喪日の翌日の同年 4 月 2 日付けで、当初、記録されていた 59 万円を 9 万 2, 000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人自らが同社の社会保険事務執行者であったと認めている上、申立人は、「平成 9 年 3 月末に、厚生年金保険料の滞納を無くすため、社会保険事務所の指導に基づき、自らの 7 年 4 月から 9 年 3 月までの標準報酬月額をさかのぼって減額することに同意した。」と証言している。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月10日から19年2月1日まで

私は、平成18年4月から21年3月末までA社で勤務していた。入社後、厚生年金保険の被保険者資格取得手続きが行われなかったため、事業所に被保険者資格の取得を頼んだが、手続きをしてくれなかった。その後も、事業所に再三依頼したにもかかわらず、資格取得手続きを行ってくれなかったため、社会保険事務所に相談した結果、事業所が誤りを認め、資格取得手続きを行い、勤務期間の被保険者記録が作成された。

しかし、保険料納付の時効により、申立期間については、年金の給付額には反映されないとのことである。会社側の過失でこのような状態になったのであり、申立期間についても厚生年金保険の給付対象期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格は、同社からの記録訂正に係る届出に基づき、平成21年3月30日付けで18年4月10日にさかのぼって取得されているものの、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者記録にはならないとされているところ、申立人は、申立期間についても厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、A社が保管している雇用契約書、パート嘱託社員出退勤実績表及び年間給与明細書の写し等により、申立人が平成18年4月から21年3月まで同社に継続して勤務していたことは認められるものの、申立期間を含む当該勤務期間については、厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月10日から平成7年8月18日まで  
社会保険庁の記録では、昭和56年3月から60年9月までは標準報酬月額が4万5,000円、同年10月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年10月までは8万円、同年11月から7年7月までは9万2,000円となっているが、初任給で給与額が21万5,000円ぐらいあり、その後、毎年、2,000円ぐらい給与額が上がった。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該申立てに係る標準報酬月額を確認できる関連資料は無い。

また、事業主に確認したところ、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料の保存は無く、申立ての事実について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の処理日は、当該届出に係る標準報酬月額の定時決定の約1か月前後に処理されており、事務処理に不合理な点は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、A社の厚生年金保険被保険者全員の標準報酬月額は、第1等級であり、標準報酬月額の変遷と同時に改定されており、申立人の記録も同様に推移していることが確認できる。

このほか、その他の被保険者の給与明細書なども含めて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月1日から平成元年7月1日まで

私は、社会保険事務所の記録上、A社における標準報酬月額が20万円となっているのは納得できない。

私の記憶では、A社の給料はB社の給料と同じ41万円ぐらいだったはずであり、また、20万円の給料では生活ができなかったはずである。私の記憶どおり、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間当時において、当社の社員には41万円の標準報酬月額を届け出ている者は無かった。また、申立人は、入社後1年ぐらい経ってから、『給料が安くて生活ができないので、下請けとして働きたい。』と申し出た。下請けとして働くようになった後は、給料の額より多くの収入を得ていた。」旨を証言している。

また、申立人は、平成2年9月ごろまでA社に勤務したと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録は元年7月1日に資格喪失をしており、その後は国民年金に加入していることから、同年7月以降の期間において、下請けとして同社の業務に従事していたものと推認される。

さらに、A社に厚生年金保険被保険者記録のある者全員について調査を行ったところ、申立期間当時において、申立人の主張する標準報酬月額（41万円）が記録されている被保険者は無く、同僚の標準報酬月額は、28万円が最高額、平均で19万円の記録となっていることから、同僚の記録状況と比較しても、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは認められない。

加えて、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に係る申立人の記憶も不明確である。

このほか、その他の被保険者の給与明細なども含めて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、下請けとして同社の業務に従事することとなった日以降の期間において、申立人が記憶する収入を得ていたものと考えられ、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1595

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月から36年10月まで

私は、昭和33年11月から36年10月まで、A社B支店でドライバーとして勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の複数の同僚の証言から、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、「A社B支店では、入社後、数年は臨時の勤務形態をとっており、臨時の勤務形態の者は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」旨を証言しているところ、申立人自身も、同社勤務期間中は臨時の勤務形態であったと証言している。

また、A社B支店の経理担当者は、「A社B支店では、臨時の勤務形態の者には、正社員になるための試験があった。正社員は厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、臨時の勤務形態の者は、A社B支店の基準により、ほとんど厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった。」と証言しているところ、申立人は、「正社員になるための試験を受験したことは無い。」と証言している。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 2 月 6 日から 23 年 1 月 10 日まで  
社会保険事務所には脱退手当金を受給した記録が残っているが、私はそのころに長男を出産しており、脱退手当金の請求手続を行う余裕は無かった。  
また、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 23 年 2 月 6 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然な点はみられない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 34 年 5 月 1 日まで厚生年金保険被保険者期間の無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1597

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から47年10月10日まで

ねんきん特別便で自分の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはなっていないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和47年11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る脱退手当金裁定請求書の氏名及び住所欄並びに通算老齢年金制度に関する意見欄に記載されている筆跡は申立人のものと酷似している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 36 年 9 月 2 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 6 日から同年 9 月 27 日まで  
③ 昭和 36 年 9 月 28 日から 39 年 4 月 25 日まで

私は、A社とB社に勤務したが、脱退手当金の請求をした覚えは無く、受け取った覚えも無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の被保険者原票の申立人に係る記録(整理番号\*)の前後に記録されている女性(整理番号\*から\*まで)のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月の前後(35年から45年までの期間内)に資格喪失した者125人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給資格のある者72人のうち41人について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち23人が資格喪失から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の者は、事業所が請求手続をしてくれたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年9月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 28 日から 30 年 6 月 4 日まで  
② 昭和 30 年 6 月 4 日から 35 年 5 月 14 日まで

私が、60 歳の時に厚生年金保険の受給手続きに行った際、社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。私は、脱退手当金の受給手続きをした覚えは無く、受け取ってもいないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、被保険者台帳には支給日の約 3 か月前の昭和 36 年 3 月 20 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 36 年 6 月 15 日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。